

わが家の 簡易耐震診断票

東郷町・愛知県
市町村・県の連携の基にこの
事業を進めています。

この簡易耐震診断票により在来木造住宅の自己診断ができます。
さらに昭和56年5月31日以前建築の場合、専門家耐震診断（無料）もあります。
平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊等による
圧死や窒息死でした。
特に昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害がでました。
東海地震などの大規模地震の切迫性が指摘される今、耐震診断によりわが家の耐
震性を知り、必要な耐震改修・補強をすることが大切です。
愛知県では、県民の生命の安全確保を図るため、県と市町村が協力して住宅の耐震
診断事業を進めています。



この診断票は、在来軸組構法の木造住宅が対象です。他の構法、構造は診断できません。

まず、以下の問いにお答えください。（○付け）

質問1 あなたの所有している住宅は、いつ建てましたか？

- 1 昭和56年5月31日以前に着工
- 2 昭和56年6月1日以降に着工

※増築した場合でも、最初に建てた年で答えてください。

2に○を
つけた方

耐震性の高い建築基準で
設計されています。

在来構法の木造住宅はこの診断
票で診断可能ですが、評価が低く
できることがあります。

1に○を
つけた方

質問2 その後、昭和56年6月1日以降にその住宅に増築
しましたか？

- 1 昭和56年6月1日以降に増築した
- 2 昭和56年6月1日以降に増築していない

次の質問にも
お答えください。

在来軸組構法のイメージ



質問3 あなたの所有している住宅は、どのような住宅ですか？

- 1 一戸建て木造住宅（在来軸組構法）
- 2 木造長屋、木造共同住宅（在来軸組構法）
- 3 その他の住宅（プレハブ、ツーバイフォー、鉄骨造等）

3に○を
つけた方

この診断票では、診断でき
ません。
耐震性を確認したい方は、
設計者又は建設業者に相
談して下さい。

1・2に○
をつけた方

次のページからの耐震診断を行い、我が家の耐震性を知りましょう。

2ページの総合
評点をつけた方

質問4 東郷町からの*専門家耐震診断（無料）を希望しますか？

- 1 希望する
- 2 希望しない

2に○を
つけた方

この診断票の提出は不要
です。
住宅の耐震化には努めて
下さい。

1に○を
つけた方

※4ページに専門家耐震診断説明あり

この診断票の提出が必要です。

4ページに住所、氏名等を記載し、東郷町役場へ提出してください。
後日、東郷町から、より詳細な診断を行うため専門家を派遣します（無料）。

注) 専門家耐震診断の申請者は、住宅の所有者です。
質問2で1に該当する場合、増築の状況によって専門家耐震診断の対象外となる場合があります。

この診断票の提出は不要です。

さあ、わが家の耐震性をチェック!

在来軸組構法の木造住宅用

説明資料を見ながら、次のA～Fの各評点をつけましょう。

診断項目		評点		
		良い・普通	やや悪い	非常に悪い
A 地盤・基礎	基礎	良い・普通	やや悪い	非常に悪い
	鉄筋コンクリート造の連続した基礎	1.0	0.8	0.7
	無筋コンクリート造の連続した基礎	1.0	0.7	0.5
	ひびわれのあるコンクリート造の連続した基礎	0.7	0.5	0.3
	その他の基礎（玉石、石積、ブロック積）	0.6	0.4	0.2
B 建物の形	上から見ても横から見ても整っている	1.0	B	
	上から見て凸凹している	0.9		
	1階に壁のない空間がある	0.8		
C 壁の配置 (バランス)	全ての外壁面で壁が1/5以上	1.0	C	
	一部の外壁面で壁が1/5未満	0.9		
	一部の外壁面で壁が全くない（全開口）	0.7		
D 壁の筋かい	筋かいあり	1.5	D	
	筋かいなし・わからない	1.0		
E 壁の割合*	1.8～	1.5	E	簡易に行う場合は、説明資料により大きめに評定づけ
	1.2～1.8未満	1.2		
	0.8～1.2未満	1.0		
	0.5～0.8未満	0.7		
	0.3～0.5未満	0.5		
	～0.3未満	0.3		
F 建物の 傷み具合 (老朽度)	健全	1.0	F	
	老朽化している	0.9		
	腐ったり、シロアリに喰われている	0.8		

説明資料を見てね!

右図の詳細な壁の割合の算出結果による場合

「安全」とは、壁のクラック等の軽微な被害は出るが、継続して使用が可能であることをいいます。

※右ページの平面図作成により、より詳細に[E. 壁の割合]の算出をすることができます。

総合判定 (A～Fの各評点をかけ算して総合評点を求めましょう。)

× × × × × =

0.01 < 総合評点 ≤ 2.25 とならない場合はかけ算が誤っています。もう一度計算してください。

総合評点	判定	今後の対応
1.5以上	安全です。	安全と思われますが、今後とも維持管理を十分に行ってください。
1.0以上1.5未満	一応安全です。	専門家による診断を受け、耐震性を確認してください。
0.7以上1.0未満	やや危険です。	
0.7未満	倒壊の危険があります。	専門家による診断を受け、補強方法について相談してください。

総合評点1.5未満の場合は、専門家耐震診断（無料）をお勧めします。（ただし、昭和56年5月31日以前に着工した在来木造住宅であることが条件です。）

[E.壁の割合]の詳細な算出をする場合

[E. 壁の割合] については、平面図を作成し、実際の壁の長さを算出することで、より正確に割合が算出できます。

平面図の書き方

- 1間（マス目で2めもり）を基本として、壁を単線で描きます。
- 壁の長さは、「よこ方向」と「たて方向」別にそれぞれ壁の長さを算出します。ただし、半間（1めもり：約0.9m）より短い壁は計算に入れません。

平面図（間取り図）

（2階建ての場合は、1階の平面図）

E. 壁の割合の詳細な算出

①必要壁長さ

1階の面積(坪数)(A)		(坪)
必要壁長さ係数(B)		
必要壁長さ(A×B)	①	(間)

必要壁長さ係数（間/坪）

屋根	階数	平屋建て	2階建て
軽い屋根 (鉄板、スレート等)		0.20	0.52
重い屋根(瓦等)		0.27	0.59

②実際の壁長さ

よこ方向(a)		(間)
たて方向(b)		(間)
実際の壁長さ(a、bの小さい方を採用)	②	(間)

E. 壁の割合 = ②実際の壁長さ ÷ ①必要壁長さ =

2ページの
E欄の表より

E

専門家耐震診断（無料）とは？

専門家耐震診断では、お住まいの市町村から委託を受けた耐震診断員（建築士）が、後日日程調整の上、現地調査を行い、耐震診断結果をお渡しします。

●耐震診断員は？

県の耐震診断員養成講習会を受講した主に地元の建築士さんです。県の登録証を携帯しています。

●派遣されるのはいつ？

本調査票を提出していただいた後、耐震診断員から現地調査を行うため、日程調整の連絡を致します。

●準備すること・ものは？

現地調査の立会い（1～2時間程度）が必要です。また、既存図面をなるべく用意し、天井裏点検口など速やかに点検できるようにしていただきます。

●簡易自己診断とどう違うの？

基本的な診断項目は変わりませんが、現地を専門家が実際に調査し、また地震による建物のねじれの度合い（偏心）等について、計算により詳細に判定を行い、所見と共に診断報告書を作成します。

■専門家耐震診断の流れ

本調査票を東郷町役場に提出

役場から確認を要する事項について電話等にて確認

耐震診断員から電話にて現地調査の日程調整

現地調査・立会い
既存図面を用意し、天井裏点検口などを点検しやすいように準備

後日診断結果を手渡し
一般的な補強アドバイス

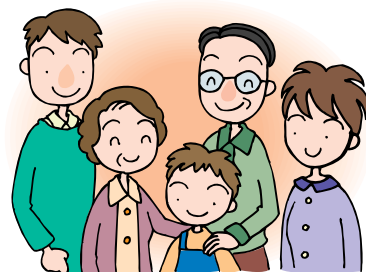
【注意事項】 昭和56年6月1日以降に増築をされている場合、後日役場からその状況について確認を行うことがあります。その状況によっては専門家耐震診断の対象外となることがあります。

一言コラム

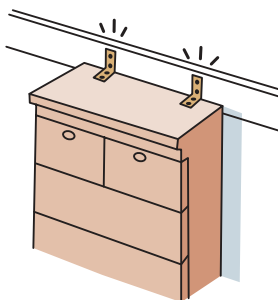
住まいの地震対策—家族を守るため、まずこれだけは！

家具の転倒防止対策

住宅の耐震改修、補強は確かに費用もかかりますが、家具の転倒防止は防止金具等がホームセンター等で安価に手に入り、ご自身で設置可能です。家具の下敷きにならないためにも、まず行いましょう。



メモ



専門家耐震診断を希望する所有者の方は、氏名等を記入し、下の市町村担当課に提出して下さい。

専門家耐震診断申請書	住宅所有者 氏名	住 所・連絡先	住宅の建築（着工）年月
	フリガナ	(〒 —) 電話番号 () —	明・大・昭 年 月
	住宅の所有関係 (○付け)	貸家の場合のみ記入	
・自己居住 ・貸家 (空家は対象外です)	貸家の所在地 (アパート等の場合 名称) 居住者の同意 (○付け) ・あり ・なし (ありに○が前提です)		

問い合わせ・診断票提出先

東郷町役場 都市計画課 指導係 TEL 0561(38)3111

専門家耐震診断(無料)を希望する場合は、東郷町役場へこの診断票の提出が必要です。